

令和6年度介護報酬改定等に関する説明資料（富山市）

(1) 「富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の一部改正について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、関係条例について所要の改正を行っておりますので、今一度ご確認ください。

条例本数：10本

【施行日：R6.4.1（一部除く）】

No.	条例の名称	主な改正の概要
1	富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1) 訪問リハビリテーション ア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化 イ 訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定 (2) 居宅療養管理指導 ア 高齢者虐待防止のための取組義務付けの経過措置期間の延長【令和9年3月31日まで】 イ 感染症や非常災害の発生時の業務継続に向けた、計画の策定及び周知、研修及び訓練の実施等の義務付けの経過措置期間の延長【令和9年3月31日まで】 (3) 通所リハビリテーション ア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化 イ みなし指定を受けた通所リハビリテーション事業所の人員配置基準の緩和 (4) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護 ア ユニットケアの質の向上のための体制の確保 (5) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売 ア 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案 イ 貸与後におけるモニタリングの実施時期等の明確化 ウ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付 エ 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討 オ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状の確認 カ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス (6) 特定施設入居者生活介護 ア 口腔衛生管理の強化【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 イ 協力医療機関との連携体制の構築 ウ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (7) 短期入所系サービス・居住系サービス共通 ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (8) 全サービス共通 ア 「書面掲示」規制の見直し イ 管理者の兼務範囲の明確化 ウ 身体的拘束等の適正化の推進 (ア) 身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）の義務付け（短期入所系サービス）【令和7年3月31日までの経過措置あり。】

		(イ) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。(訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売) ※ただし、(1)、(3)、(8) イのうち指定訪問看護に係る改正規定並びに(8) ウ(イ)のうち指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導及び指定通所リハビリテーションに係る改正規定は令和6年6月1日施行、(8) アは令和7年4月1日施行。
2	富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1) 看護小規模多機能型居宅介護 ア サービス内容の明確化 (2) 地域密着型特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護 ア 協力医療機関との連携体制の構築 イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ア 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け イ ユニットケアの質の向上のための体制の確保 ウ 協力医療機関との連携体制の構築【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 エ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (4) 多機能系サービス・居住系サービス共通 ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (5) 全サービス共通 ア 「書面揭示」規制の見直し イ 管理者の兼務範囲の明確化 ウ 身体的拘束等の適正化の推進 (ア) 身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)の義務付け(多機能系サービス)【令和7年3月31日までの経過措置あり。】 (イ) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。(訪問系サービス、通所系サービス、居住系サービス) ※ただし、(5) アは令和7年4月1日施行。
3	富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	(1) 公正中立性の確保のための取組の見直し (2) 「書面揭示」規制の見直し (3) 管理者の兼務範囲の明確化 (4) 身体的拘束等の適正化の推進 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ※ただし、(2) は令和7年4月1日施行。
4	富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	(1) 介護予防訪問リハビリテーション ア 入院時に医療機関が作成したりハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化 イ 介護予防訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定 (2) 介護予防居宅療養管理指導 ア 高齢者虐待防止のための取組義務付けの経過措置期間の延長【令和9年3月31日まで】 イ 感染症や非常災害の発生時の業務継続に向けた、計画の策定及び周知、研修及び訓練の実施等の義務付けの経過措置期間の延長【令和9年3月31日まで】 (3) 介護予防通所リハビリテーション ア 入院時に医療機関が作成したりハビリテーション計画書の

		入手及び把握の義務化 イ みなし指定を受けた介護予防通所リハビリテーション事業所の人員配置基準の緩和 (4) 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護 ア ユニットケアの質の向上のための体制の確保 (5) 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売 ア 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案 イ 貸与後におけるモニタリングの実施時期等の明確化 ウ 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討 エ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認 オ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス (6) 介護予防特定施設入居者生活介護 ア 口腔衛生管理の強化【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 イ 協力医療機関との連携体制の構築 ウ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (7) 短期入所系サービス・居住系サービス共通 ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (8) 全サービス共通 ア 「書面揭示」規制の見直し イ 管理者の兼務範囲の明確化 ウ 身体的拘束等の適正化の推進 (ア) 身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）の義務付け（短期入所系サービス）【令和7年3月31日までの経過措置あり。】 (イ) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。（訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売） ※（１）、（３）、（８）イのうち指定介護予防訪問看護に係る改正規定並びに（８）ウ（イ）のうち指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防居宅療養管理指導及び指定介護予防通所リハビリテーションに係る改正規定は令和6年6月1日施行、（８）アは令和7年4月1日施行。
5	富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護 ア 協力医療機関との連携体制の構築 イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (2) 多機能系サービス・居住系サービス ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (3) 全サービス共通 ア 「書面揭示」規制の見直し イ 管理者の兼務範囲の明確化 ウ 身体的拘束等の適正化の推進 (ア) 身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）の義務付け（多機能系サービス）【令和7年3月31日までの経過措置あり。】 (イ) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない

		い。(訪問系サービス、通所系サービス、居住系サービス) ※(3)アは令和7年4月1日施行。
6	富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	(1) 介護予防支援の円滑な実施のための改正 ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の基準の見直し イ 市長に対する情報提供の義務付け (2) 「書面掲示」規制の見直し (3) 身体的拘束等の適正化の推進 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ※(2)は令和7年4月1日施行。
7	富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	(1) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け (2) ユニットケアの質の向上のための体制の確保 (3) 協力医療機関との連携体制の構築【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (4) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年3月31日までの経過措置あり。】
8	富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け (2) ユニットケアの質の向上のための体制の確保 (3) 協力医療機関との連携体制の構築【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (4) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (6) 書面掲示規制の見直し ※(6)は令和7年4月1日施行。
9	富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	(1) ユニットケアの質の向上のための体制の確保 (2) 協力医療機関との連携体制の構築【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (5) 「書面掲示」規制の見直し ※(5)は令和7年4月1日施行。
10	富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	(1) ユニットケアの質の向上のための体制の確保 (2) 協力医療機関との連携体制の構築【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (5) 「書面掲示」規制の見直し ※(5)は令和7年4月1日施行。

(2) 第9期介護保険事業計画（施設整備計画）について

第9期介護保険事業計画に基づき、以下のとおり第9期期間における整備目標数を定め、公募方式により事業者予定者を選定しました。

【第9期介護保険事業計画における整備の目標値】

	施設区分	第8期選定分まで (A)	第9期整備数(B) 令和6～8年度	令和8年度末 (A+B)
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6事業所	2事業所	8事業所
	認知症対応型通所介護	25事業所 (252人)	—	25事業所 (252人)
	小規模多機能型居宅介護	29事業所 (748人)	1事業所 (29人)	30事業所 (777人)
	認知症対応型共同生活介護	49事業所 (696床)	2事業所 (36床)	51事業所 (732床)
	地域密着型介護老人福祉施設	15事業所 (374床)	—	15事業所 (374床)
	看護小規模多機能型居宅介護	5事業所 (141人)	3事業所 (87人)	8事業所 (228人)
	特定施設入居者生活介護	206床	40床程度	246床程度

第9期富山市地域密着型サービス事業者等の公募の選定状況について

サービス名	公募数	選定数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所	1事業所
小規模多機能型居宅介護	1事業所	0事業所
看護小規模多機能型居宅介護	3事業所	0事業所
認知症対応型共同生活介護	(2事業所) 4ユニット	(2事業所) 3ユニット
特定施設入居者生活介護	40床程度	35床

【担当】

介護保険課管理係

TEL 443-2041